

平成26年 情報処理実態調査

調査票の記入要領

※調査票の記入時には必ず本冊子をご覧ください。

※本調査は電子メールによる提出も可能です。（詳細は2ページ参照）

経 済 産 業 省

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、コンピュータ（パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という）を含む）を利用している企業等（公共機関、事業者団体を含む。以下「企業」という）の情報処理の現状及び電子商取引の活用状況を的確に把握し、情報処理、情報産業振興施策の拡充のための基礎資料を得ることを目的とします。

2. 調査対象の範囲

この調査は、資本金又は出資金3,000万円以上かつ総従業員50人以上の企業及び事業団体等を対象としております。

3. 秘密の保護

この調査は統計法第19条第1項の規定に基づき総務大臣の承認を得て経済産業省が実施するものであり、調査票に記載された内容は集計したうえで、発表いたします。

なお、この調査により報告された記入内容は、統計法第41条により秘密が保護されます。

4. 調査期日および調査票の提出期日

調査時点は、平成26年3月31日ですが、調査項目によっては調査期日が異なっていますので、調査項目の指示によってください。

また、提出期日は、平成26年12月26日までとなっています。

5. 結果の公表

この調査の集計結果は、経済産業省ホームページ（URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/zyo/zyouhou/index.html>）において、公表されます。

6. 調査票の構成

この調査票の構成は次のとおりとなっています。

- | | | | |
|-----|----------------------------------|-----|--------------------|
| 1 | 企業又は事業団体の概要 | | |
| 2 | IT組織の状況 | | |
| 2-1 | 情報処理要員の状況 | 2-3 | IT投資効果の状況 |
| 2-2 | CIOの選任状況 | 2-4 | 経営におけるITの利活用状況 |
| 3 | EC（Electronic Commerce;電子商取引）の状況 | | |
| 3-1 | ECの実施基盤の利用状況 | 3-2 | ECの取引高 |
| 4 | 情報処理関係支出の状況 | | |
| 4-1 | 情報処理関係支出の現状 | 4-2 | 業務領域別情報システムの取り組み状況 |
| 5 | 情報セキュリティの状況 | | |
| 5-1 | 情報セキュリティの現状 | 5-2 | 情報セキュリティの対策状況と対策費用 |
| 6 | クラウド・コンピューティングの利用状況 | | |
| 7 | スマートフォン及びタブレット端末の業務利用の状況 | | |

7. 調査票への回答記入

回答は同封した調査票に記入するか、調査票ファイルを下記のURLよりダウンロードし、直接入力してください。なお、直接入力に際しては、同じURLにアップロードされている「入力方法の手引き」をご覧ください。

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/zyo/zyouhou/result-2/h26jyojitsu.html>

8. 本統計に関する問い合わせ

この調査についての問い合わせは、下記に連絡してください。

株式会社日本統計センター

担当者：調査部 門川（カドガワ）・渡邊 電話03-3861-5392

9. 提出先

記入又は入力した調査票は以下の郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法にて、期日までに下記あてに送付又は送信して下さい。

- (1) 郵送による提出：同封した返信用封筒に入れて調査票を送付してください。切手の貼付は不要です。なお、調査票ファイルをURLよりダウンロードして入力した場合であって、郵送を希望される場合は、お手数をおかけいたしますが、入力後の調査票を両面印刷の上、同封した返信用封筒に封入して送付してください。

〒101-0031

東京都千代田区東神田2-9-14 NTCビル

経済産業省 情報処理実態調査事務局

株式会社日本統計センター「情報処理実態調査」係

- (2) ファクスによる提出：次の番号へ送信してください。送信票（カバーレターなど）は不要ですので、調査票のみお送りください。

F A X : 03-3866-4944

- (3) 電子メールによる提出：次のメールアドレスへ送信してください。なお、送信に際しては、電子ファイルにパスワードを付して送信してください。お手数をおかけいたしますが、パスワードは、電子ファイルとは別途のメールにて送信してください。

E-mail : joho@ntc-ltd.com

10. IT（情報通信技術）関連分野の統計の整備に是非ご協力ください

現在、我が国にはIT（情報通信技術）関連分野の投資等の経済効果を測定、分析するために必要な統計資料が不足しています。このため、経済政策の企画、立案の基礎となる実証分析を正確に行いにくい状況にあります。情報処理実態調査を通じて皆様からデータを収集させていただくことにより、企業又は事業団体のITの利活用状況と支出、EC（電子商取引）、情報セキュリティ、組織等について実態を把握し、分析を行うための貴重な基礎データを整備することができます。

統計は、企業又は事業団体の皆様から回答をいただいたデータによって成立し、政府が政策立案の基礎資料として利用するとともに、皆様も現状把握と政策評価のために利用することができます。ご多忙中まことに恐縮ですが、以上の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力いただきますようお願い申し上げます。

記入の手引

この記入の手引きは、調査対象の皆様にご記入を正しく記入していただくために作成したものです。

A 一般事項について

- (1) 本調査は単体ベースの調査で、連結ベースの調査ではありません。実数を記入する項目については単体ベースの値をご記入下さい。なお、選択項目については、単体ベースで回答できない場合は、連結ベースで回答していただいて結構です。また、貴社全体の数値を回答できない場合は、主要な事業所、事業部の数値を回答していただいて結構です。
- (2) 貴社が運用する情報システムの設備等が親会社等の資産で、親会社等が経費負担している場合は、当該経費は親会社等で計上していただき、貴社では当該経費を除いて回答してください。
- (3) 貴社の子会社等で運用する情報システムの設備等が貴社の資産で、貴社が経費負担している場合は、当該経費も貴社で計上して回答してください。
- (4) 貴社が情報サービス業である場合、顧客向け販売用情報システムではなく、貴社用の情報システムの状況を回答してください。
- (5) 万が一支社・営業所等に届いた場合には、お手数ですが担当部署に転送して、記入してください。

B 個別事項について

1 企業又は事業団体の概要

- * 1 「都道府県コード」、「業種コード」については、下記の①「都道府県コード」、②「業種コード」表を参照の上、記入してください。
- * 2 平成25年度の途中で企業の独立等組織が変わったときは、その時点から3月までの事業収入（例えば平成26年1月に独立した企業の場合は、年間事業収入は平成26年1月～3月までの事業収入）を記入するとともに、年間事業収入の記入欄の下側にその旨を記入してください。
- * 3 「その他の法人」は、財団、社団、医療法人及び協同組合を指し、大学の附属病院を含みます。
- * 4 「法人でない団体」は、法人格のない組合、任意の団体等をいいます。
- * 5 「学校法人」は、大学、短大、高専、専修学校及び各種学校を指します。ただし大学の附属病院は除きます。
- * 6 「年間事業収入」とは、1年間の総売上高（営業外収入は含めない。）を指し、利益ではありません。学校法人は当該年度における帰属収入、組合団体等営業活動を行わないものは収入高、金融業は経常収益高、保険業は収入保険料、又は正味保険料、証券業は営業収入高をそれぞれ記入してください。
- * 7 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず1か月を超える雇用契約者と、平成25年度末の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいいます。（貴社で主として給与を支払っている他社からの出向者も含まれます。）なお、人材派遣業者からの派遣従業者は、派遣企業の従業者となりますので、ここには含まれません。

① 都道府県コード表

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|------|----|------|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|----|
| 北海道 | 01 | 関東 | 埼玉県 | 11 | 中部 | 岐阜県 | 21 | 中国 | 鳥取県 | 31 | 九州 | 福岡県 | 40 | |
| 東北 | 青森県 | | 02 | 千葉県 | | 12 | 静岡県 | | 22 | 島根県 | | 32 | 佐賀県 | 41 |
| | 岩手県 | | 03 | 東京都 | | 13 | 愛知県 | | 23 | 岡山県 | | 33 | 長崎県 | 42 |
| | 宮城県 | | 04 | 神奈川県 | | 14 | 三重県 | | 24 | 広島県 | | 34 | 熊本県 | 43 |
| 北 | 秋田県 | | 05 | 新潟県 | 15 | 滋賀県 | 25 | 山口県 | 35 | 大分県 | | 44 | | |
| | 山形県 | | 06 | 富山県 | 16 | 京都府 | 26 | 徳島県 | 36 | 宮崎県 | | 45 | | |
| | 福島県 | | 07 | 石川県 | 17 | 大阪府 | 27 | 香川県 | 37 | 鹿児島県 | 46 | | | |
| 関東 | 茨城県 | | 08 | 福井県 | 18 | 兵庫県 | 28 | 愛媛県 | 38 | 沖縄県 | 47 | | | |
| | 栃木県 | | 09 | 山梨県 | 19 | 奈良県 | 29 | 高知県 | 39 | | | | | |
| | 群馬県 | | 10 | 長野県 | 20 | 和歌山県 | 30 | | | | | | | |

② 業種コード表

| コード | 業種名 | 対象業種の範囲、注記等 |
|-----|-------------------|---|
| 01 | 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 | |
| 02 | 繊維工業 | 衣服等二次繊維加工品の製造業はここに含まれます |
| 03 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 印刷・同関連産業は「13その他の製造業」に分類されます |
| 04 | 化学工業 | プラスチック（粉末、粒状、液体の製造品）、合成ゴム、化学繊維、医薬品、洗剤、化粧品等の製造業はここに含まれます |
| 05 | 石油・石炭・プラスチック製品製造業 | プラスチック製品製造は押出、射出等の成形、成形のための配合・混合、製品の切断・接合等の加工、再生プラスチックの製造等が該当します |
| 06 | 窯業・土石製品製造業 | |
| 07 | 鉄鋼業 | |
| 08 | 非鉄金属・金属製品製造業 | |
| 09 | 電気機械器具製造業 | 発電機、電球等（次の「10情報通信機械器具製造業」に該当するものは除きます） |
| 10 | 情報通信機械器具製造業 | 通信機器・同関連機器（ラジオ、テレビを含む）、電子計算機・同附属装置、電子部品・デバイスの製造業が該当します |
| 11 | 輸送用機械器具製造業 | 自動車、航空機等製造業及びその部品、エンジンの製造業 |
| 12 | その他機械器具製造業 | ボイラー、建設機械、産業用ロボット、計量器、眼鏡、時計、レンズ等製造業 |
| 13 | その他の製造業 | 上記01~12以外の業種で、木材・木製品、家具・装備品、印刷・同関連産業、ゴム製品、皮・同製品、武器、貴金属・装身具、楽器、玩具・運動用具、漆器等の製造業が該当します |
| 14 | 農林漁業・同協同組合、鉱業 | 農林漁業関連の協同組合のうち、単一の事業を行う信用組合、共済組合は「23金融業・保険業」に分類します |
| 15 | 建設業 | |
| 16 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | |
| 17 | 映像・音声情報制作・放送・通信業 | 新聞、出版業は「18新聞・出版業」に分類します |
| 18 | 新聞・出版業 | 印刷・同関連産業は「13その他の製造業」に分類されます |
| 19 | 情報サービス業 | ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、市場・世論調査業等を含みます |
| 20 | 運輸業・郵便業 | 倉庫業、旅行業、こん包業、運輸施設提供業等を含みます |
| 21 | 卸売業 | 商社、代理商、仲立業を含みます |
| 22 | 小売業 | |
| 23 | 金融業・保険業 | 証券業、証券先物取引業、共済事業等を含みます |
| 24 | 医療業（国・公立を除く） | 私立大学の付属病院を含みます。保健衛生・福祉事業は「26その他の非製造業」に分類します。 |
| 25 | 教育（国・公立を除く）、学習支援業 | 学校、社会教育施設、職業・教育支援施設等で民営のものが該当します |
| 26 | その他の非製造業 | 不動産業、飲食店、宿泊業、複合サービス事業、他に分類されないサービス業が該当します |

注）業種分類は、企業全体で最も年間売上高の多い品目群（事業部門）の業種を選択して記入してください。

2 IT組織の状況

2-1 情報処理要員の状況

(注1) 平成17年調査の**2-3-5 情報処理要員等の状況** (p.5) に回答された方は、利用部門のコンピュータ管理者数、情報システム部門のプログラマ数、SE数、ネットワーク管理者数、システム企画・管理者数、その他（パンチャ・オペレータ等）の男女の合計を回答してください。

- * 1 「**外部の要員数**」には、子会社や関連会社からの出向者や派遣契約者のほか、貴社に常駐して業務にあたった外部からの要員も合わせ回答してください。なお委託先の要員数は、貴社内で作業されている方のみ記入してください。

2-2 CIOの選任状況

(1) ~ (4)

(注) 及び * 該当なし)

2-3 IT投資効果の状況

(1)

(注) 及び * 該当なし)

(2)

(注2) IT投資の背景にある業務プロセス改革やサービス改善などの効果を回答しても、結構です。

- * 1 「**売上又は収益改善につながった**」効果としては、営業・販売等の管理コストの削減、調達単価の引き下げ、売上の拡大、機会損失の減少等があげられます。
- * 2 「**顧客満足度の向上、新規顧客の開拓につながった**」効果としては、製品・サービスの品質向上、新規顧客の開拓、既存顧客の満足度向上、顧客への提案の新規ビジネスへの展開等があげられます。
- * 3 「**業務革新、業務効率化につながった**」効果としては、在庫の圧縮、リードタイムの短縮、作業効率の向上や連携の向上、他社との協業の強化・効率化等があげられます。
- * 4 「**従業員の満足度向上や職場の活性化につながった**」効果としては、社員のスキル向上、職場の活性化、社内の情報活用効率の改善、意思決定の迅速化等があげられます。
- * 5 「**法令などへの対応**」効果の例としては、J-SOX法（金融商品取引法）への対応のため、内部統制の強化を目的に、IT環境への対応やIT利用への対応を実施することがあげられます。
- * 6 「**ITインフラの強化**」効果としては、例えばサーバ、ネットワークの増強、アーキテクチャの改造などがあげられます。
- * 7 「**その他の効果**」としては、例えば経営者に対し、情報システムにより意思決定に必要なデータをリアルタイムに提供することにより、経営戦略やIT戦略の目標達成状況や成果の状況などが管理できるようになることがあげられます。

2-4 経営におけるITの利活用状況

(注3) 経営におけるITの機能別のIT利活用指標は、下表のとおりです。下表の中で貴社の状況に該当するステージを選択してください。

経営におけるIT利活用指標

| 経営におけるITの機能 | | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ4 |
|-------------|-------------------------------|---------------------------------------|---|--|--|
| 1 | ITの浸透度 | IT導入の目的が不明確で、ITの活用が不十分。 | 事業部門、機能別組織単位でITを活用。 | 企業、企業グループ単位でITを活用。 | 取引先等も含めてITを活用。 |
| 2 | 標準化された安定的なIT基盤の構築 | 自社のシステム構成を理解していない。 | システム基盤がアプリケーションごとにバラバラに構築。 | 全社的にシステム基盤の標準化が行われている。 | 連携企業間、産業間での共通インフラ基盤を構築している。 |
| 3 | ITの活用による新ビジネスモデルの創出、ビジネス領域の拡大 | 新ビジネスモデルの創出、ビジネス領域の拡大に活用していない。 | 一部の事業部門では、新ビジネスモデルの創出、ビジネス領域の拡大のためにITを活用している。 | 複数の部門間或いは全社的にビジネスモデルの創出、ビジネス領域の拡大のためにITを活用している。 | 連携企業間、産業間での新ビジネスモデルの創出、ビジネス領域の拡大のためにITを活用している。 |
| 4 | ITマネジメント体制の確立 | IT戦略を策定していない。または、IT戦略の立案に経営陣が関与していない。 | IT戦略の立案に経営層が関与している。 | 経営層が参加する協議会においてIT戦略が立案され、経営の効率化の観点からIT投資の判断を行っている。 | 経営層が参加する協議会においてIT戦略が立案され、経営の効率化と新ビジネスモデルの創出、ビジネス領域の拡大の観点からIT投資の判断を行っている。 |
| 5 | IT投資評価の仕組みと実践 | IT投資によって得られる効果を明確に理解しないまま投資を決定している。 | IT投資の効果予測は投資前に行うが、投資後の評価は行っていない。 | IT投資前後での投資評価の実施と、その結果を受けた改善やシステム続行の是非などを通じて、PDCAサイクルを確立している。 | IT投資前後での投資評価の実施と、その結果を受けた改善やシステム続行の是非などを通じて、PDCAサイクルを確立している。 定期的にIT資産の分析を行い、最適なポートフォリオ管理を行っている。 |
| 6 | IT活用に関する人材の育成 | 社員のITスキル向上につながるような取り組みは特段行っていない。 | IT部門、情報部門向けにITに関する教育・研修を行っている。 | 経営層や一般社員向けにITに関する教育・研修を行っている。 | 企業の生産性向上、事業成果向上、ビジネス領域の拡大等に向けてデータの分析等を行うための新たな人材の育成に取り組んでいる。 |

3 EC (Electronic Commerce;電子商取引) の状況

3-1 ECの実施基盤の利用状況

3-1-1 BtoB、BtoG及び業務連携の状況

(注4) 「BtoB」は他の企業との物品、サービスの売買取引をいい、「BtoG」は行政機関との物品、サービスの売買取引をいいます。

(注5) 業務領域の定義については、次ページ「業務領域の定義」をご覧ください。なお、貴社内にシステムがない業務領域については回答されなくて結構です。

- * 1 「FAX」とは、オンラインによる発注データを受信する環境のない取引先に対して、発注データを変換してFAX出力するサービスをいいます。
- * 2 「EDI等」とはElectronic Data Interchange等の略称で、企業又は事業者間のコンピュータをオンラインで結び、商取引他各種のデータの送受信等を行うことをいいます。なお、この中にはフォーマットが標準

化されたEDIのほか、貴社や取引先等の独自のフォーマットによるデータ送受信等も含まれます。

- * 3 「インターネットEDI等」の例としては、ホームページ画面による物品の調達取引やXML/EDI等があげられます。
- * 4 「その他EDI等」の例としては、専用システムによる特定の事業者間取引、商用VAN等があげられます。
- * 5 「データベース接続による業務連携等」とは、同一業界や関連他業界等複数の企業間で、特定の情報について共通のデータベースを作成、活用することをいいます（例、部品メーカーが公開する製品仕様、技術情報等のデータベースを、完成品メーカーがネットワークを通じて検索し、部品の選定・調達やCAD上での設計の効率化を実施するケース）。

業務領域の定義

| 想定対応業種 適用業務領域 | 製造・建設・ 流通・サービス等 | 金融（銀行・保険・証券）等 |
|------------------|---|--|
| 財務・会計 | 資金調達・運用、キャッシュフロー管理、決算処理、納税・申告、配賦処理、予算管理 等 | キャッシュフロー管理、決算処理、納税・申告、配賦処理、予算管理 等 |
| 人事・給与 | 従業員個人情報管理、勤怠管理、給与計算、社会保険・年金保険、所得税・住民税、財形貯蓄、福利厚生 等 | 従業員個人情報管理、勤怠管理、給与計算、所得税・住民税、福利厚生 等 |
| 開発・設計 | 調査・研究、新商品・サービス企画、試作品開発、設計 等 | 調査・研究、新商品・サービス企画 等 |
| 調達 | 見積・商談、発注・契約、納期管理、納入・検収、支払、部品在庫管理 等 | （間接材*イを対象とした）見積・商談、発注・契約、納期管理、納入・検収、支払 等 |
| 生産・サービス提供*ロ | 生産計画、工程管理、品質管理、製品在庫管理、サービス提供、設備管理 等 | 資産管理、資金運用、決済代行、保険請求処理、振込・送金（ATM 含む）、為替交換 等 |
| 物流 | 物流手配、出荷、輸送管理 等 | 物流手配、輸送管理 等 |
| 販売 | 見積・商談、販売計画、販売促進、受注管理、顧客情報管理、請求、決済 等 | 預金獲得、融資、保険契約 等 |
| カスタマーサポート | 保守・故障対応、クレーム処理 等 | 市況情報提供、クレーム処理 等 |
| その他 | 上記に分類できない業務 | |

*イ 業務活動で消費する事務用品、サービス、副資材等。

*ロ 顧客から対価を受け取るための製品の生産や、サービスの提供が「生産・サービス提供」となります。例えば、物流業における顧客の荷物の輸送、各種メンテナンス業における保守作業、またそれら業務等にかかるサポート業務についても、「生産・サービス提供」に該当します。

3-1-2 EDIの利用状況

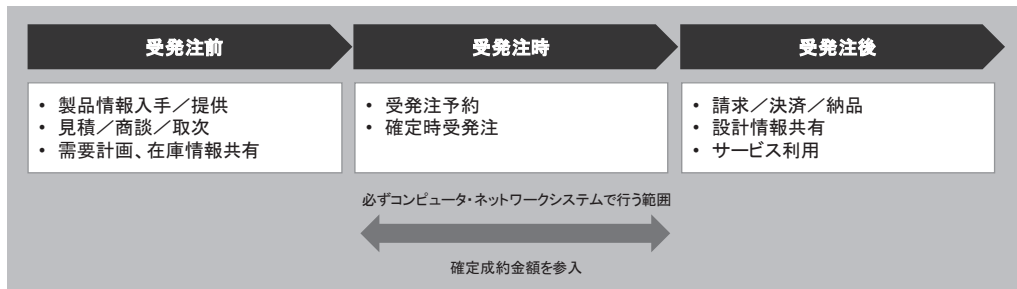
(1)、(2)

(注) 及び * 該当なし)

3-2 ECの取引高

(注6) 本調査のECの定義は、下図のとおりです。コンピュータ・ネットワーク・システムを介した商取引の受発注プロセスのうち**受発注時の受発注予約、確定時受発注**が該当します。例えば製品カタログをWeb上で提示し、それを見て顧客が電話注文して購入するような取引は、本調査の定義ではECに該当しません。ここで「商取引行為」とは「経済主体間での財の商業的移転に関わる、受発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換」をいいます。

本調査におけるECの定義



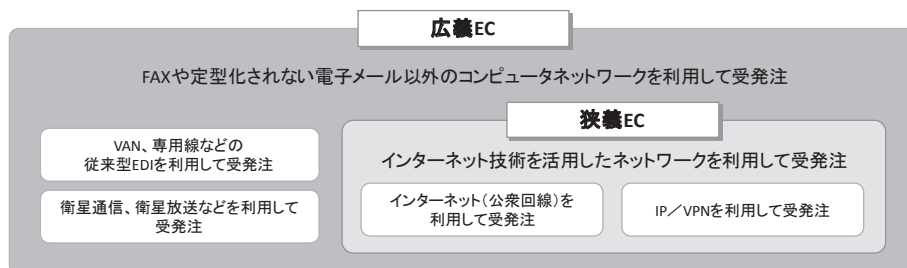
(注7) **狭義ECの定義**：「狭義EC (Electronic Commerce; 電子商取引)」とは、「インターネット技術を用いたコンピュータ・ネットワーク・システムを介して商取引が行われ、かつその成約金額が捕捉されるもの」をいいます。ここで「商取引行為」とは「経済主体間での財の商業的移転に関わる、受発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換」をいいます。また「インターネット技術」とは、TCP/IPプロトコルを利用した技術をいい、公衆回線上のインターネットのほか、エクストラネット、インターネットVPN、IP-VPN等が含まれます。

ただし、受発注はコンピュータ・ネットワーク・システムを介して行われることが条件となります。このため、電話やFAXによる受発注は含みません。また電子メールによる受発注のうち、定型フォーマットによらないものは含みません。

広義ECの定義：「広義EC」とは、上記の狭義ECに、インターネット技術を用いないコンピュータ・ネットワーク・システム (例、VAN・専用線等、TCP/IPプロトコルを利用していない従来型EDI) を介して商取引が行われ、かつその成約金額が捕捉されるものを加えたものをいいます。

狭義ECと広義ECの違いは、商取引に利用するコンピュータ・ネットワーク・システムが**インターネット技術を用いたものかどうか**にあり、そのイメージを示すと、以下のとおりです。

本調査における狭義ECと広義ECの違い



* 1 「BtoB」は他の企業との物品、サービスの売買取引をいい、「BtoC」は一般消費者との物品、サービスの売買取引をいいます。

4 情報処理関係支出の状況

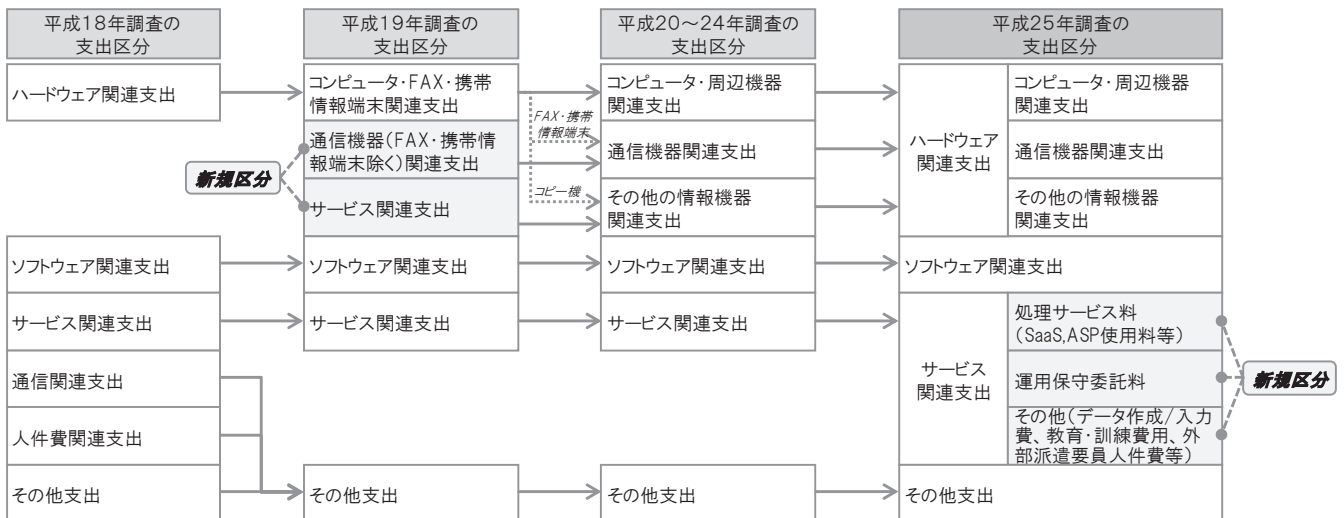
4-1 情報処理関係支出の現状

(1)

(注8) 平成25年調査以降支出区分を次のとおり見直しております。平成18年調査の**10-1 情報処理関係支出の現状** (p.14)、平成19年調査の**4-1 情報処理関係支出の現状** (p.9) 平成20年～24年調査の**4-1 情報処理関係支出の現状** (平成20～24年の間で順番に、p.11, p.13, p.12, p.12, p.12) に回答された方は、こちらを参照してください。

情報処理関係支出額として貴社の情報処理に伴うキャッシュフローの金額を回答してください。この支出額の内訳を把握していない場合は、投資額や費用額の内訳などから推計された値を回答しても結構です。

情報処理関係費の支出区分の変更



*1 「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」は、コンピュータ・周辺機器に関連する支出をいい、具体的には以下の機器が対象になります。なお、「**通信機器関連支出**」や「**その他の情報機器関連支出**」とまとめて支出額が計上されている場合は、「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」として回答してください。

- ・電子計算機本体 (汎用コンピュータ、パソコン、サーバなど)
- ・外部記憶装置 (FDドライブ、DVD-Rドライブ、DVD-RWドライブなど)
- ・印刷装置 (プリンター、プロッタなど)
- ・表示装置 (ディスプレイなど)
- ・その他電子計算機付属装置 (スキャナー、OCR、ハブ、ルータ、端末装置など)

「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」は、平成18年調査まで「ハードウェア関連支出」、平成19年調査で「コンピュータ・FAX・携帯情報端末関連支出」と呼んでいた項目とほぼ同じですが、FAX、コピー機、パソコン機能や通信機能を内蔵している携帯情報端末、PBXなどの交換機などの関連支出は対象外となります。

*2 「**買取額 (資産増加額として計上される支出額)**」について、機器別に管理していない場合は、それぞれ「**その他コンピュータ関連支出**」や「**その他通信機器関連支出**」、「**その他情報機器関連支出**」、「**その他ソフトウェア関連支出**」にまとめて回答していただいて結構です。

* 3 「**その他コンピュータ関連支出**」や「**その他通信機器関連支出**」、「**その他情報機器関連支出**」は、それぞれ有形固定資産増加額として計上されないコンピュータ・周辺機器関連支出、通信機器関連支出、その他の情報機器関連支出をいい、例えば各機器のレンタル/リース料、各機器の導入に伴うその他の諸掛かりなどがあげられます。

* 4 「**通信機器関連支出**」は、通信機器や映像音響機器に関連する支出をいい、具体的には以下の機器が対象になります。

なお、「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」や「**その他の情報機器関連支出**」とまとめて支出額が計上されている場合は、「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」として回答してください。

- | | | |
|----------------------------|-------------|-----------------------|
| ・有線電気通信機器（固定電話機、FAX、交換機など） | ・ラジオ・テレビ受信機 | ・デジタルカメラ |
| ・無線電機通信機器（携帯電話機、携帯情報端末など） | ・ビデオ機器 | ・電気音響機器（ICレコーダ、マイクなど） |

「**通信機器関連支出**」は、海外主要国と比較できるように平成19年調査から新たに設けた項目で、平成19年調査では「**通信機器（FAX・携帯情報端末を除く）関連支出**」と呼んでいた項目とほぼ同じです。ただし、FAXやPBXなどの交換機、パソコン機能や通信機能を内蔵している携帯情報端末などが新たに加わります。

* 5 「**その他の情報機器関連支出**」は、コンピュータ・周辺機器や通信機器、映像音響機器以外の情報機器に関連する支出をいい、具体的には以下の機器が対象になります。

なお、複合コピー機のように、「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」（例、プリンターとの併用）や「**通信機器関連支出**」（例、FAXとの併用）とまとめて支出額が計上されている場合は、それぞれ「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」、「**通信機器関連支出**」として回答してください。また、「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」や「**通信機器関連支出**」とまとめて支出額が計上されている場合は、「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」として回答してください。

- | | | |
|---------------|------------------|------------------|
| ・コピー機（複合機を除く） | ・電気計測器 | ・理化学機械器具 |
| ・その他の事務用機械 | ・カメラ（デジタルカメラを除く） | ・分析機、試験機、計量器、測定器 |
| ・電子応用装置 | ・その他の光学機械 | ・医療用機械器具 |

「**その他の情報機器関連支出**」は、海外主要国と比較できるように平成19年調査から新たに設けた項目で、平成19年調査では「**その他情報機器関連支出**」と呼んでいた項目とほぼ同じです。ただし、日本標準産業分類の改定に伴い、ビデオ機器、デジタルカメラなどは対象外となります。

* 6 「**ソフトウェア関連支出**」には、パッケージソフトや委託開発ソフト関連の支出のほか、自社開発ソフト関連の支出を含めて回答してください。

なお、パッケージソフトをプリインストールしたパソコンのレンタル料のように、「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」や「**通信機器関連支出**」、「**その他の情報機器関連支出**」とまとめて支出額が計上されている場合は、それぞれ「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」や「**通信機器関連支出**」、「**その他の情報機器関連支出**」として回答してください。

*7 「**その他ソフトウェア関連支出**」は、無形固定資産増加額として計上されないソフトウェア関連支出をいい、例としては以下の支出項目があげられます。

- ・無形固定資産増加額として計上されないソフトウェアの買取額
- ・情報システムの企画・設計コンサルタント料
- ・ソフトウェアのレンタル/リース料
- ・システムの機能変更・拡張等の改善費用

*8 「**その他支出**」は、以下の通信関連支出や人件費関連支出、その他の支出をいい、具体的には以下の支出項目があげられます。

なお、システム開発に伴う人件費や光熱費のように、「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」や「**通信機器関連支出**」、「**その他の情報機器関連支出**」、「**ソフトウェア関連支出**」とまとめて支出額が計上されている場合は、それぞれ「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」や「**通信機器関連支出**」、「**その他の情報機器関連支出**」、「**ソフトウェア関連支出**」として回答してください。

(通信関連支出)

- ・コンピュータに接続されている通信回線の年間使用料

(人件費関連支出)

- ・情報システム部門等の社内要員人件費

(その他支出)

- ・コンピュータ室の借室料又は償却費、電力料
- ・共益費又は補修費
- ・消耗品費
- ・輸送費
- ・データセンターの利用料

(2)

(注9) 「**当期減価償却費**」は、資産導入に伴う「**情報処理関係支出総額**」の大幅な変動を平準化した情報処理関係諸経費を計算し、その時系列的な傾向を把握するために、お伺いしております。

なお、機器別の当期減価償却費を把握していない場合は、「**コンピュータ・周辺機器当期減価償却費**」として回答してください。また、ソフトウェアの当期減価償却費について、有形固定資産や無形固定資産の増減を掲載した、財務諸表の付属表「有形固定資産明細表」の「ソフトウェアの当期償却額」を転記しても結構です。

4-2 業務領域別情報システムの取り組み状況

(注10) 業務領域の定義については、本記入要領7ページの「業務領域の定義」をご覧ください。

*1 「**新たなシステムの構築**」とは、各業務領域で従来なかったシステムを新規に構築することをいい、「**システムの再構築**」とは、各業務領域で従来からあるシステムを、新しいシステムに代替したり、改良したり（機能追加など）することをいいます。

5 情報セキュリティの状況

5-1 情報セキュリティの現状

(1)

(注1 1) 「情報セキュリティ」とは情報の機密性、完全性、可用性を維持することをいい（「JIS Q 27002:2006」による）、これらを損なう事象を「情報セキュリティトラブル」といいます。

(2)

- * 1 「内部要因によるシステムの停止」とは、システム内部の障害や内部の設備的な障害、内部の人為的な障害などにより、システムが停止することをいい、例えばソフト等の不具合やシステム運用者の操作ミスなどによりシステムが停止してしまうトラブルがあげられます。
- * 2 「外部要因によるシステムの停止」とは、外部事業者による障害や自然災害による障害などにより、システムが停止することをいい、例えば通信事業者側の責任により通信トラブルが発生したり、地震等により停電が起きたりして、システムが停止してしまうトラブルがあげられます。
- * 3 「DoS攻撃」とは、Denial of Service攻撃の略称で、サーバに大量のデータを送り過大な負担をかけ、サーバのパフォーマンスを極端に低下させたり、サーバを停止させたりする攻撃をいいます。
- * 4 「スパムメールやDoS攻撃の中継利用等」とは、電子メールにより一方的に無差別かつ大量にダイレクトメールを送付するスパムメールやDoS攻撃を、第三者のサーバを中継して送信することをいいます。
- * 5 「ウイルスなど」には、コンピュータウイルス、スパイウェア、ボットなどの不正プログラムの総称を含みます。
- * 6 「標的型サイバー攻撃」とは、特定の組織や人を標的として、主として、組織や人の機密情報を詐取することを目的としたサイバー攻撃をいいます。例えば、実在の企業名や官公庁名をかたって特定の組織や人にメールを送り、添付ファイルを開いたり本文中のURLをクリックしたりすると、その組織の情報を盗むウイルスに感染する仕掛けを施す、標的型攻撃メールがあげられます。
- * 7 「ウイルスなどの感染」が発生された方でその感染経路がわからない場合は、「10 その他の経路によるウイルスなどの感染」に○をつけてください。
- * 8 「リソースの不正使用」の例としては、パソコンが遠隔地で操作されたり、夜中に自動的に起動したりする現象があげられます。
- * 9 「ノートパソコン及び携帯記憶媒体等の盗難・紛失」とは、ノートパソコン、モバイル端末、USBメモリ、PCカード、スマートメディア、メモリスティック等の携帯記憶媒体、印刷した紙・情報等の盗難・紛失をいいます。

(3)

(注) 及び * 該当なし)

(4)

(注1 2) (独) 情報処理推進機構 (IPA) は、コンピュータウイルス対策基準 (平成7年通商産業省告示第429号)、コンピュータ不正アクセス対策基準 (平成8年通商産業省告示第362号)、ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準 (平成16年経済産業省告示第235号) により、脆弱性関連情報等の届出の受付機関に指定されています。

(5)

(注) 及び * 該当なし)

(6)

(注1 3) 「大幅な改修」とは、仕様の変更や追加等を伴う既存システムの改修をいい、例えばシステムの再構築、ハードウェアの追加、機能変更、OSの入れ替えなどがあげられます。

(注1 4) 「システムの不具合」とは、システムの機能不全により引き起こされるサービスの停止や機能低下などの障害をいい、例えば内部的あるいは外部的な要因によるシステムの停止などがあげられます。

(7)

* 1 「DBMS」とは、Data Base Management System (データベース管理システム) の略称で、データの管理を専門的に行うソフトウェアをいいます。

5-2 情報セキュリティの対策状況と対策費用

5-2-1 情報セキュリティの対策状況及び効果

(1)

(注1 5) 情報セキュリティの対策の寄与は、各対策の実施による情報セキュリティの向上効果を回答してください。各対策について「1. 既に実施している」と回答した方は、セキュリティ向上への寄与、各対策について「2. 実施を検討している」と回答した方は、セキュリティの向上に寄与する可能性について回答してください。

- * 1 「リスク分析」とは、保有する情報資産の調査に基づきセキュリティ要求水準を定め、同情報資産を取り巻く脅威の調査に基づきリスクの大きさを評価することをいい、セキュリティポリシー策定の前提となります。
- * 2 「情報セキュリティ報告書」とは、企業のIR(Investor Relations)等の一環として、情報セキュリティポリシーやそれを実現する内部統制の仕組み、第三者評価等、企業の情報セキュリティの取り組みのうち社会的関心の高いものについて情報開示するものの総称です。単体の報告書としてのみならず、CSR (Corporate Social Responsibility; 企業の社会的責任) 報告書等の一部として記載される場合も含まれます。
- * 3 「内部統制」とは、企業がその業務を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され、運用される体制及びプロセスのことをいい、法令遵守 (コンプライアンス) に加え、対策実施体制の構築、対策の評価等への経営者の積極的な関与も含まれます。
- * 4 「ISO/IEC15408認証取得製品」とは、セキュリティ製品やシステムの開発・製造・運用などに関する国際標準で、通信機器・セキュリティ機器のセキュリティ機能要件とそれを実現するための保証要件についての指標を提供したものです。
- * 5 「シンククライアント」とは、クライアント/サーバシステムにおいて、クライアントに最低限の機能しか持たせず、サーバ側でアプリケーションソフトやファイルなどの資源を管理するシステムの総称です。
- * 6 「情報セキュリティ対策ベンチマーク」とは、情報セキュリティ対策及び組織プロフィールに関する設問に答えることにより、自社の情報セキュリティに対する取り組みのレベルを知ることができるセルフチェックツールのことをいいます。(独) 情報処理推進機構 (IPA) のホームページにて無償で利用することが可能です(<http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/index.html>)。
- * 7 「システム監査」とは、情報システムの有効性と効率、信頼性、安全性を確保するため、監査対象から独立した立場で、情報システムを総合的に点検・評価し、関係者に助言・勧告することをいいます。
- * 8 「情報セキュリティ監査」とは、企業等の情報セキュリティ対策について、客観的に定められた国の基準に基づいて、独立した専門家が評価 (保証又は助言) することをいいます。
なお、情報セキュリティ監査がセキュリティ確保のための管理・運用を有効に行うことを目的としているのに対し、システム監査では情報システム構築・運用の全体最適化を目的としている点が異なります。

(2)

* 1 「その他」の効果としては、例えば情報セキュリティ対策の実施の結果、経営者や従業員などの社内からの評価が高まることがあげられます。

(3)

((注) 及び * 該当なし)

5-2-2 情報セキュリティ対策の阻害要因

- * 1 「情報セキュリティガバナンス」とは、コーポレートガバナンスとそれを支えるメカニズムである内部統制の仕組みを、情報セキュリティの観点から企業内に構築・運用することをいいます。
- * 2 「CIO」とは、Chief Information Officer（情報システム統括役員）の略称で、企業におけるITの導入、利活用に関するすべての最終責任を負っている役員をいい、企業において自社の経営理念に合わせて情報化戦略を立案、実行する責任者をさします。「CISO」とは、Chief Information Security Officer（最高情報セキュリティ責任者）の略称で、企業において自社の経営理念に合わせて情報セキュリティ戦略を立案、実行する責任者をいいます。

5-2-3 情報セキュリティ対策費用

(1)

(注16) 「情報セキュリティ対策費用」とは、5-2-1 情報セキュリティの対策状況及び効果であげられた各対策のうち貴社が実施している対策に要する費用を意味し、従業員向けのセキュリティ教育やBCP（Business Continuity Plan;事業継続計画）関係の対策費用、災害復旧対策費用なども含まれます。またこの中には、セキュリティ関連の機器やソフトの購入、サービスの発注等外部への支払いのほか、社内要員が調査・検討・対策実施にあたった際の人件費など内部費用も含まれます。

なお、これら内部費用について詳細の実績がわからない場合は、おおよその投入人月に平均人件費単価をかけるなどの簡便法を用いて計算されても結構です。また、情報セキュリティ対策費用を把握していない場合、「13. わからない」を回答してください。

(2)

(注) 及び * 該当なし)

6 クラウド・コンピューティングの利用状況

(1)、(2)

(注) 及び * 該当なし)

(3)

- * 1 「SaaS」とは、Software as a Serviceの略称で、「ライセンス契約」という形でパッケージソフトを販売する従来の形式とは異なり、インターネットなどのネットワークを介して、顧客に必要なアプリケーションソフトの機能をサービスとして提供し、月額使用料で収入を得る販売形態です。ASP（Application Service Provider）も同様のサービスですが、特に1つのシステムプラットフォームで複数の顧客のアプリケーションが動作する形式のものが、SaaSといわれています。
- * 2 「PaaS」とは、Platform as a Serviceの略称で、SaaS的に使用されるアプリケーションソフトウェアの作成、カスタマイゼーション、保守自体をネットワーク経由で行うことを可能にしたシステム形態をいいます。
- * 3 「IaaS」とは、Infrastructure as a Serviceの略称で、仮想マシン（「仮想化技術」により物理的なコンピュータを分割し、独立したOSにより動作する論理的なコンピュータをいいます）を直接的に操作可能にしたものをいいます。

(4)

(注17) ここであげられている業務領域のうち、「1. 財務・会計」～「8. カスタマーサポート」の定義については、本記入要領7ページの「業務領域の定義」を参照してください。

- * 1 「SCM」とは、Supply Chain Management（サプライチェーン・マネジメント）の略称で、ITを利用して原材料供給者から最終消費者までの全プロセスにおける製品サービスや情報などの流れを総合的に管理する手法をいいます。SaaSによるSCMをご利用されている場合、「4. 調達（SCMなど）」に○をつけてください。

- * 2 SaaSによる顧客管理システムや営業支援システムなどをご利用されている場合、「7. 販売（顧客管理・営業支援など）」に○をつけてください。

(5)

(注1 8) 「SLA」とはService Level Agreement の略称で、提供されるサービスの範囲・内容・前提事項を踏まえた上でサービス品質に対する利用者側の要求水準と提供者側の運営ルールについて明文化したものをいいます。

(5)'

- * 1 「システム障害の対応レベル」とは、平均復旧時間、障害通知時間、障害監視間隔などシステムの信頼性に関する項目をいいます。
- * 2 「サポートデスクのサービスレベル」とは、サポート提供時間などサポートサービスの品質に関する項目をいいます。
- * 3 「セキュリティのサービスレベル」とは、情報取扱者の制限、ファイアウォールやウィルスソフトのパッチ更新間隔など、セキュリティサービスの品質に関する項目をいいます。
- * 4 「データ管理」とは、バックアップデータの保存期間、データ消去の要件など、データの取り扱いに関する項目をいいます。

(6)

((注) 及び * 該当なし)

(7)

- * 1 「TCO」とは、Total Cost of Ownership（総所有コスト）の略称で、情報システムの導入、運用、保守などにかかる総経費をいいます。
- * 2 「API」とは、Application Programming Interfaceの略称で、アプリケーションプログラムを容易に開発するために用意された関数やコマンドなどをいいます。

(8)

((注) 及び * 該当なし)

7 スマートフォン及びタブレット端末の業務利用の状況

(1)

((注) 及び * 該当なし)

(2)

(注1 9) 「情報処理関係支出総額」とは、貴社の情報処理に伴うキャッシュフローの金額をいい、調査票7ページの4-1 情報処理関係支出の現状における「情報処理関係支出総額」をいいます。

(* 該当なし)

(3) ~ (5)

((注) 及び * 該当なし)

以上